

岩手県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
岩手県立気仙光陵支援学校	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。

2 監査の結果 留意改善を要する事項は、次のとおりである。

特別支援教育就学奨励費の支給等に当たり、未処理であることを認識していながら、事務処理を怠り、保護者等への支給が遅れるなど、執行管理体制に不適当なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、当該事務事業は直接保護者等の利害に影響するものであるにもかかわらず、正当な理由もなく長期間放置されているものであり、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、事務処理の適正な執行確保のための取組の実施、組織として実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。